百七十四　この第三十八号に規定する職制上の段階	百七十五　試験場長を助けて、試験場の事務を整理する官職	百七十六　前号に掲げる官職の指揮を受ける官職
三十八　防衛装備庁に置かれる試験場		

装備庁の先進技術所長の属する段階	所長	係員
装備庁に所属する（以下この職制上いう。）部長の属する段階	部長	課長補佐
装備庁の課長又は推進センターの課長又は分掌事務を分掌する職	課長	係長
所掌事務の推進センターの課又は長の属する段階	係長	副場長
規定するほか、次号に規定する官職につき上の段階	課長補佐	班長
規定する官職につき上の段階	課長補佐	係員
規定する官職につき上の段階	課長補佐	係員
規定する官職につき上の段階	課長補佐	係員